

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和元年11月27日に提起した処分庁による令和元年9月6日付け一般廃棄物処理手数料減免不承認処分に係る審査請求（一般廃棄物処理手数料減免不承認処分に関する件（令和元年度（環業）第1号）について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 会（ 老人会）は、町内会地域内にある 神社境内等の剪定枝などの後片付けを令和元年9月19日に実施する計画を立てた。
- 2 審査請求人は、剪定枝などを西尾市クリーンセンターで廃棄するにあたり、令和元年9月3日に環境部環境業務課の窓口に出向き、西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年西尾市条例第7号。以下「条例」という。）第23条第3項に規定する減免を受けたい旨を申し出たうえで、審査請求人名義で一般廃棄物処理手数料減免申請書（以下「申請書」という。）を提出した。
- 3 処分庁は、その申請書に条例第23条第3項に該当する内容が認められないため、当該申請に対し、承認しないことを決定する通知をした。
- 4 処分庁は、令和元年9月11日に町内会長名義で申請書が提出され、減免できる要件の確認ができたため、廃棄物処理の減免を承認した。

- 5 審査請求人は、令和元年11月27日、西尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和元年9月3日、環境部環境業務課窓口に出向き、条例第23条第3項に規定する減免を受けたい旨の説明をし、申請書を提出したが、令和元年9月6日付で不承認決定の処分がされた。
- (2) 不承認決定の処分は、日頃から地域清掃活動などを行っている老人会のボランティア活動への理解と評価を全くすることなく、ボランティア活動に対する意欲を無視しているものと受け止めざるをえない。そのため、以下の理由からその処分の取消しを求める。
 - ① 西尾市民の愛市憲章（昭和40年西尾市公告第29号）に「美しい町をつくりましょう」と規定されているが、その基本的な考え方に沿っておらず、本処分は、その意識の醸成を阻害するものとする。
 - ② 処分庁からは、窓口応接時にも申請書提出後にも、条例第23条第3項で規定する特別な理由がない旨の説明教示を受けていない。また、担当者からは親切な教示や補正命令、助言もなく、「認めるかどうかは私の判断である。」と発言され、威圧的な対応をされた。
 - ③ 申請時には「■■■■会理事会9月議事録」、「市老連議事録（抜粋）」、「市老連報告用紙（未記入）」3枚を持参して口頭で説明している。
 - ④ 現在では西尾市内老人会組織率が低下し、活動も低調となりつつある状況下のため、市当局においては、地域コミュニティにおける老人会活動に助力できる対応と支援をしていただきたい。
 - ⑤ 条例第23条第3項でいう特別な理由がある場合とはどのような場合であるのかという事例を指し示し、親切な対応をしていただきたい。
 - ⑥ 市の窓口担当者は申請者の申請内容を具体的に聴き取り、その実情を把握し、条例第23条第3項でいう特別な場合に合致するか検討したうえで、承認の可否を判断すべきであるが、そのような対応がなされたとは認められず、その手続きを担当した職員に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条の服務義務に無作為の義務違反があった。
 - ⑦ 承認しない理由の1つに「減免理由を証明する書類が添付されていない」としているが、口頭では電話及び面接時に何度も説明している。どのような書類を提出したらよいかの教示もなく、「町内会長の判をもらってきてください」との指示だけで、追加の請求や補正を求められることもな

かった。

- ⑧ 今回の申請に対して現場の確認や内容の実情を検討することをせず、机上の審査だけで、不承認の決定をしたことは無作為の義務違反であると考えられ、担当者は職務怠慢と考えることもできる。
- (3) 弁明書に「9月11日に[]町内会長が来庁した」とあるが、その事実確認をどのようにしたのか。
- (4) 処分を取り消さないとする決定をする場合には、その理由を日頃活動に従事する老人会員にもわかるよう具体的に明らかにするように求める。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、減免を受けようとする理由を証明する書類を持参したとあるが、添付することなく、申請書のみを提出し退庁したため、一般廃棄物の発生状況の聞き取りが十分にできなかった。申請時には「[]会理事会9月議事録」「市老連議事録(抜粋)」「市老連報告用紙(未記入)」の3枚を持参していたようであるが、提示、説明、提出のいずれもなかった。
対応した職員は、具体的な内容を聴きとることができず、追加の請求や補正を求めることができなかった。したがって、その手続きをした職員に地方公務員法第30条の服務義務無作為の義務違反はなかったと考える。
- (2) 今後のボランティア活動への支援については、これまで同様ごみ拾い等のボランティア活動に支援を行っていく考えである。
- (3) 処分庁は、令和元年9月2日に審査請求人に対し他の事例を踏まえ、清掃活動の開催通知文等の参考資料があれば、来庁時に持参してもらうように伝えている。
- (4) 処分庁は、令和元年9月4日に現場確認を行うことで、町内会のボランティアとしての作業が確認できたため、[]町内会長が、9月11日に処理手数料の減免申請のため来庁した際に、承認書の発行を行っており、無作為の義務違反であるとは考えられず、担当者が職務怠慢とは考えていない。
- (5) 処分庁としては、ボランティア活動への理解及び評価はしているが、評価している団体であっても、減免の承認に必要な書類の提出を求める取扱いとしている。審査請求人が必要書類を添付せずに提出した申請書に対しての不承認の通知は適正な処分である。

理 由

1 申請書を提出したが不承認決定の処分をされた件について

一般廃棄物処理手数料の減免申請をする場合には、西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（昭和58年西尾市規則第30号）第5条に「手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。」とあり、またその様式中に理由を証明する書類とある。したがって、手数料の減免申請については、単に申請書を提出するだけでなく、減免理由の存在を明らかにする書類を添付してはじめて、手数料の減免が認められる。

本件についてみると、令和元年9月2日、処分庁職員は審査請求人に清掃活動の開催通知文等の参考資料があれば、来庁時に持参してもらうように伝え、審査請求人は9月3日に来庁し申請した際、減免を受けようとする理由を証明する書類を持参した。しかしながら、審査請求人はその書類を添付することなく申請書のみを提出し退庁している。

添付書類がない以上、処分庁において、手数料の減免の可否について判断することができないため、手数料減免不承認とした本件処分は妥当である。

2 担当職員に地方公務員法第30条の義務違反存否の件について

処分庁は令和元年9月4日に現地に出向き剪定していることを確認している。

また、9月11日に[]町内会長名で申請のため来庁した際は、9月4日に剪定作業の確認ができたことから承認書の発行を行っている。

以上のことから、処分庁担当者は、忠実に職務を遂行しており、職務怠慢、無作為の義務違反には当たらず、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定する地方公務員法第30条に反するところはない。

3 ボランティア活動に対する理解不足及び評価不足について

処分庁においては、今後もこれまで同様にごみ拾い等のボランティア活動に支援を行っていくことを明言しているため、理解不足及び評価不足とは認められない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月10日

審査庁 西尾市長 中 村 健